審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	権利義務の包括承継の認可（加工連）	根拠条項	第１００条第５項（第９１条の２第２項（第６９条第２項準用）準用）

審査基準	第１００条第５項において準用する第６９条第３項において準用する第６４条の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	２月	目次No.	１６１
						標準経由期間	日		